

奨学金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人長崎北高等学校青志奨学会寄付行為の規定に基づき、奨学金の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付額)

第2条 この奨学金は、1人年額 120,000 円を給付する。

(給付人員)

第3条 青志奨学会設立当初における給付人員を 12 名とする。ただし、将来、予算の枠に著しい増減を生じた場合は、その増減の程度を勘案して給付人員を増減する。

(奨学生)

第4条 奨学生は、長崎県立長崎北高等学校全日制の課程に在学する者の中から推薦する。

(単年度給付)

第5条 奨学金は、1年間を単位として年額を、7月に給付する。

(奨学金の停止)

第6条 奨学金の受給者が、休学、停学、転学、退学、または死亡したとき、その他奨学生として適当でない事実があったときは、奨学金の給付を停止することができる。

(償 還)

第7条 この奨学金は、償還することを要しない。

(選考事務)

- 第8条 1 奨学生の選考、決定は、学校長の意見を聴取し、選考委員会の選考を経て、毎年度理事長が行う。
2 選考は、別に定める調書に基づいて行うものとする。
3 奨学生を決定したときは、直ちに学校長を経て本人に通知する。

(選考基準)

- 第9条 奨学生の選考は次に掲げる事項を勘案して行う。
① 経済的に困難な家庭環境にある者
② 学業成績、または人物がすぐれている者

(給付事務)

- 第10条 1 奨学金は、別に定める給付請求書を提出させ、理事長の決裁により支出する。
2 奨学金を給付したときは、奨学金給付記録簿に記載し、保存するものとする。

(異動届)

- 第11条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに届け出なければならない。
① 休学、転学、停学、または退学したとき
② 住所を変更したとき

(奨学生の指導)

第12条 選考委員は、奨学生の学業および生活状況について適切な指導を行うものとする。

(実施細則)

第13条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、この法人設立の日から施行する。

昭和49年度一部改定	奨学生数15名、奨学金年額	20,000円
// 50	// 奨学金年額	25,000円
// 51	//	35,000円
// 56	//	50,000円
// 62	// 奨学金給付の月	7月
平成 元	// 奨学金年額	60,000円
// 3	// 奨学生数10名、奨学金年額	100,000円
// 11	// 第9条第3号、第4号を削除	
// 21	// 奨学生数12名、奨学金年額	120,000円
// 24	// 第4条「、および、その卒業生」、第9条第2項を削除	
令和 2	// 第9条第1号、第2号の順位を入替	